

農山漁村滞在型旅行「農泊」の推進について

- 「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。
- 「農泊」の狙いは、古民家・ジビエ・棚田など農山漁村ならではの地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供し、農山漁村への長時間の滞在と消費を促すことにより、農山漁村における「しごと」を作り出し、持続的な収益を確保して地域に雇用を生み出すとともに、農山漁村への移住・定住も見据えた関係人口の創出の入り口とすること。

農泊における多様なコンテンツ

宿 泊

<古民家一棟貸し>



京都府南丹市美山町

<農家民宿>



福井県鯖江市

<廃校活用ホテル>



鳥取県八頭町



食

<SAVOR JAPAN>



もち料理/岩手県

<ジビエ>



鹿肉のロースト
北海道鶴居村

体 験

<農作業体験>



田植え体験
栃木県大田原市

<アドベンチャーツーリズム>



サイクリング
広島県尾道市

<地域文化>



長良川上中流域 鵜飼
岐阜県岐阜市

地域の多様な関係者が集まる地域協議会の枠組みにおいて地域一体となって実施

自治体・地域おこし協力隊・農山漁村の課題解決に取り組む企業なども参画

立ち寄るのみだと...

滞在時間：短 → 「通過型観光」



利益は限定・局所的

宿泊・食事・体験コンテンツが充実すると...

滞在時間：長 → 「滞在型観光」



地域の利益の最大化

・農泊を支える体制を構築する中で
地域の雇用も

・多様な交流はピーターを生み移住・定住の
きっかけに

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）

令和8年度予算概算決定額
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。また、農泊を実施した地域が輸出産地等と連携し、我が国の食文化への関心を有するインバウンドによる食関連消費の拡大を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人〔令和11年度まで〕）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業【交付率：定額】

ア 農泊地域創出：農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成、Wi-Fi等の環境整備等を支援します。【事業期間：上限2年、上限1,000万円（年標準額：500万円）】

〔アの取組を実施した農泊地域に対して、更なる高付加価値化のため、以下を支援〕

イ 農泊地域経営強化：単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【事業期間：上限2年、上限500万円（年標準額：250万円）】

ウ インバウンド食関連消費拡大：輸出産地等との連携による「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成等を支援します。【事業期間：上限3年、上限1,500万円（年標準額：500万円）】

② 人材活用事業【事業期間：①に準ずる、交付率：定額（研修生：上限250万円/年、専門家：上限650万円/年）】

③ 広域ネットワーク推進事業【事業期間：1年、交付率：定額（上限250万円等）】

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、ニーズ調査等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、飲食施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間）】

＜遊休資産の改修、避難所等としての活用、複数施設（そのうち少なくとも1つは1①ウに不可欠な施設）の整備を実施する場合、上限額引上げ＞

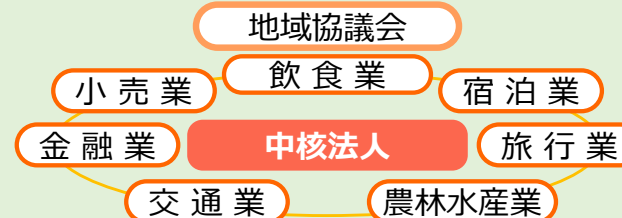
② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

＜農家民宿への転換、避難所等としての活用を実施する場合、上限額引上げ＞

＜事業イメージ＞

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



インバウンド向け食コンテンツの造成



専門家の派遣・指導



食の高付加価値化に不可欠な内装・遊休資産を活用した施設の整備



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

○ 令和8年度予算において、地域ならではの「食」を提供する団体等と連携し、インバウンドの関心の高い「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成に向けた資源の洗い出しから高付加価値化の実現までに至る一体的な取組と、その取組に不可欠な施設整備への支援について拡充。

農泊推進体制

法人化された中核法人※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして地域協議会に参画し、地域が一丸となって継続的に取り組む。
(構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと)

※ 中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

地域協議会

宿泊業

飲食業

交通業

旅行業

中核法人

金融業

農林水産業

小売業（お土産等）

市町村・中核法人

農林漁業体験

農家レストラン

古民家等を活用した宿泊施設

農家民宿・民泊

スポーツアクティビティ

ホテル・旅館

※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可

○ このほか、経営高度化に向けた研修、専門家の派遣・指導、国内外へのプロモーション等を支援し、人材育成や農泊需要の喚起を推進

＜ソフト対策＞

農泊推進事業

新たに農泊に取り組む地域における、体制の整備やコンテンツ造成等の取組を支援

農泊地域創出タイプ

農泊をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援
〔ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発、宿泊予約システム 等〕

事業実施期間：上限2年間
交付率：定額
上限：1,000万円/地域
(年標準額：500万円)

過去に農泊推進事業に取り組んだ地域協議会における、新たな取組を支援

農泊地域経営強化タイプ

地域協議会内の宿泊・食事・体験等の観光コンテンツの単価引き上げやDX等の生産性向上によるコスト節減等により高付加価値化を目指す新たな取組に要する経費を支援
〔ワークショップの開催、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発、宿泊予約システム、簡易な施設整備 等〕

事業実施期間：上限2年間
交付率：定額
上限：500万円/地域
(年標準額：250万円)

過去に農泊推進事業に取り組んだ地域協議会における、インバウンド向けの「食」の高付加価値化に向けた新たな取組を支援

NEW! インバウンド食関連消費拡大タイプ

インバウンドの食関連消費拡大を目指し、地域ならではの「食」を提供する団体等との連携体制を構築し、多様な「食」資源の洗い出しから高付加価値化の実現までに至る一体的な取組を支援
〔関係団体等との連携体制構築、ターゲット国のニーズ調査、食コンテンツ造成、多言語による情報発信、海外商談会への出展 等〕

事業実施期間：上限3年間
交付率：定額
上限：1,500万円/地域
(年標準額：500万円)

+

※農泊推進事業と併せて実施すること

人材活用事業

研修生タイプ or 専門家タイプ

「地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材（研修生）」又は「地域内に無い専門知識を持つ人材（専門家）」の雇用等に要する経費を支援
※専門家を活用する地域の採択上限数有り

事業実施期間：上記タイプに準ずる
交付率：定額
上限：研修生タイプは250万円/年、専門家タイプは650万円/年

＜ハード対策＞

宿泊施設等の整備事業

市町村・中核法人実施型

古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農家レストラン等の整備に要する経費を支援

事業実施期間：上限2年間、交付率：1/2
上限：原則2,500万円

※ インバウンド食関連消費拡大タイプを活用した「食」の高付加価値化の取組に不可欠な施設を含め複数施設を整備することとなる場合は、上限を1,500万円引上げ

※ そのほか、地域の防災計画等と連携した避難所等として活用する場合は200万円、古民家等の遊休施設を活用する場合は2,500万円、市町村所有の遊休資産を活用する場合は7,500万円、それぞれ上限を引上げ

農家民泊経営者等実施型

農家民泊等における小規模な改修に要する経費を支援

事業実施期間：1年間、交付率：1/2
上限：5,000万円/地域かつ1,000万円/経営者

※ 地域の防災計画等と連携した避難所等として活用する場合、上限を1,000万円/地域かつ200万円/経営者引上げ